

教 育 委 員 会 定 例 会 次 第

日時：令和３年５月２５日（火）午前１０時００分～

会場：富士川町教育文化会館 ３階会議室

１ 開 会

２ 前回議事録の承認

３ 議事録署名委員の指名

４ 教育長の報告

５ 議 題

議案第１２号 富士川町歴史文化施設企画設計業務候補者選定プロポーザル
審査委員会設置要綱の制定について

議案第１３号 富士川町立図書館条例の制定に関する意見について

議案第１４号 富士川町社会体育施設条例の一部を改正する条例に関する意
見について

議案第１５号 令和３年度富士川町一般会計補正予算（第４号）について

６ 協議事項

７ 報告事項

（１）富士川町歴史文化施設企画設計業務委託のプロポーザルの実施について

（２）第二次富士川町教育大綱及び、富士川町教育振興計画の策定について

（３）新中学校の開校に向けた取り組みについて

（４）令和３年度学校訪問について

８ その他

９ 今後の日程について

10 閉 会

1、管内小中学校のPTA総会について

管内小中学校PTA総会については、4月23日に鯉沢小学校、28日に増穂南小学校、鯉沢中学校で行い、増穂小学校、増穂中学校では、保護者を集めての総会は中止しました。各学校のPTA会長は以下のとおりです。なお、町PTA連合会の会長には、増穂南小学校PTA 小林洋平会長が就任しました。

各PTA会長	○増穂小学校	長澤 良
	○増穂南小学校	小林 洋平
	○鯉沢小学校	井上 智子
	○増穂中学校	深澤公一郎
	○鯉沢中学校	芦澤 歩

2、ソフトボールナイターリーグ戦開幕について

5月7日体育協会ソフトボール部主管によるナイターリーグ戦の開幕式が、増穂小学校庭で開催され、9月までの長期戦が開幕しました。今年度は、23チームが3階級に分かれ、熱戦が繰り広げられます。コロナ禍での開催であり、昨年の参加は21チームでしたが、今年は2チーム増えて開催することができました。

3、わくわく科学教室、伝統文化子ども教室について

青少年育成事業のわくわく科学教室と伝統文化子ども教室が5月15日開講しました。

- ・わくわく科学教室 5月～12月 5回 小学生36人
- ・伝統文化子ども教室
 - 茶道教室 5月～2月 19回 小中学生21人
 - おこくらぶ 5月～2月 30回 小中学生10人
 - 合同発表会 2月26日に行う予定

4、そよ風教室の開催について

児童生徒の学力向上フォローアップ事業「そよ風教室」は4月10日（土）に開講しました。

今年から増穂地区小学生クラスと中学生クラスの会場を、町児童センターホールに変更しての開催となりました。

また、指導者には、小学生に15人の教員OB、中学生に3人の教員OBと教育ボランティアとして山梨大学の学生1人をお願いしました。

参加者の内訳 小学生28人 23回 増穂小18人 増穂南小0人、鯉沢小10人
中学校17人 23回 増穂中9人 鯉沢中学校7人、市川南1人
今後も、学校と連携しながら随時募集していきます。

5、各種団体定期総会

社会教育、社会体育関係各種団体の定期総会は、新型コロナ感染防止のため、昨年同様、書面会議で行う団体がほとんどでありました。主な内容は次のとおり。

- ・富士川町スポーツ協会総会について

4月28日、書面可決。27 専門部（うち民踊分は休部）、15 支部の構成でスタートいたしました。

役員は、任期中（2年間）であり、昨年度と変更はありません。

- ・富士川町文化協会総会について

4月30日、書面可決。加入団体54団体（内7団体が休部）会員567人の構成となりました。今年もコロナ禍の中、文化祭芸能フェスティバル等の実施が可能か現在検討中であります。

役員は、任期中（2年間）であり、昨年度と変更ありません。

※加入団体は別紙のとおりです。

- ・青少年育成富士川町民会議総会について

書面審査5月27日まで。会の構成団体は32団体、部会への推薦人数は78人です。これまで、全区一斉に実施してき区民会議は、今年度から各区の実状に応じた青少年育成活動を実施してもらうこととし、一斉の会議等は要請しないこととしました。

役員は、任期中（2年間）であり、昨年度と変更ありません。

6、各種大会について

各学校からの報告 別添のとおり

各種表彰関係報告 令和3年5月

増穂小学校

月日	大会名	種目	成績	氏名	学年
5月5日	第48回山梨県少年少女空手道大会	2年女子組手	優勝	幡野柚良	2年
5月5日	第48回山梨県少年少女空手道大会	2年男子形	敢闘賞	高橋幸我	2年
5月5日	第48回山梨県少年少女空手道大会	2年男子形	準優勝	井上桜太	2年

なお、表彰ではありませんが、先日、登校途中に拾得物（1000円）を最勝寺駐在所に届けて、鯉沢警察署より感謝の意ということで、ノートを贈呈された児童が3名います。

各種表彰関係報告 令和3年5月

増穂中学校

月日	大会名	部活名	種目	成績	氏名	学年
4月22日	峡南地区中学校選手権大会	ソフトテニス	男子個人	第1位	河住昌悟・井上航	3年
				第2位	保坂遙希・深澤将斗	3年
				第3位	望月天楽・横内洸太	2年
			女子個人	第1位	深沢小葉・秋山莉子	3年
				第2位	志村亜希・長澤星奈	3年
		卓球	男子団体	第2位	増穂中学校	
			男子個人	第1位	小河内貴司	2年
				第2位	秋山創志	3年
			女子団体	第1位	増穂中学校	
			女子個人	第1位	奥石郁花	3年
				第2位	原蒼杷	3年
		弓道	男子団体	第1位	増穂中学校A3 (浦川サムエル、伊藤真太郎、内田 快社)	
			男子個人	第1位	浦川サムエル	3年
				第2位	深澤光翔	3年
				第3位	渡邊陽斗	3年
			女子団体	第1位	増穂中学校B5 (井上朱華、櫻井朱乃、笹本輝、近 藤柚葉)	
			女子個人	第1位	櫻井朱乃	2年
				第2位	佐野百々葉	2年
				第3位	野中未来	3年
		剣道	男子個人	第3位	加藤天	
			女子個人	第1位	長澤和未	
				第2位	齊藤帆香	
				第3位	長澤愛美	
		バドミントン	3年女子シングルス	第3位	小澤羽芽	3年
			3年女子ダブルス	第3位	小澤羽芽・渡邊美洸	3年
			2年女子ダブルス	第1位	渡邊里優・日下鈴	2年
		バレーボール	女子の部	第1位	増穂中学校	
		バスケットボール	男子の部	第1位	増穂中学校	
			女子の部	第2位	増穂中学校	
5月15日	第42回全国中学生選抜将棋	将棋	女子の部	第3位	海野 春佳	3年

各種表彰関係報告 令和3年5月

鯉沢中学校

月日	大会名	部活名	種目	成績	氏名	学年
4月18日	世界ジュニア選手権日本代表選抜大会東日本決勝大会	ゴルフ (部でなく個人での活動)	13-14女子の部	準優勝	長澤 愛羅	2年
4月22日	峡南地区中学校選手権大会	バドミントン	3年男子シングルス	1位	田上 莉玖	3年
				2位	奥脇 愛斗	2年
				3位	秋山 真那斗	2年
				3位	杉山 煌河	1年
			3年女子シングルス	1位	望月 愛生	3年
				2位	渡邊 杏	3年
			2年男子シングルス	3位	金丸 晴音	2年
				3位	島田 康佑	2年
			2年女子シングルス	1位	千野 未琴	2年
				3位	中山 瑛妃	2年
			3年男子ダブルス	1位	田上 莉玖 秋山 真那斗	3年 2年
				2位	奥脇 愛斗 杉山 煌河	2年 1年
			3年女子ダブルス	1位	望月 愛生 保坂 梨乃音	3年 3年
				3位	渡邊 杏 小林 鈴	3年 3年
4月25日	令和3年度山梨県シングルス選手権大会	バドミントン	男子B	2位	田上 莉玖	3年
			男子C	2位	奥脇 愛斗	2年
			女子C	1位	渡邊 杏	3年
5月2日	スプリングジュニアゴルフチャンピオンシップ東日本決勝大会	ゴルフ (部でなく個人での活動)	12歳～14歳女子の部	優勝	長澤 愛羅	2年

月 日	時 間	場 所	内 容
4月26日	10:00	教育文化会館	定例教育委員会(4月定例)
28日	11:00	早川町民会館	峡南地教委連理事会(書面決議)
"	13:30	早川町民会館	峡南地教委連定期総会(書面決議)
"	11:50	増穂中学校	増穂中PTA学年部会
"	14:00	鰍沢中学校	鰍沢中PTA総会
"	14:25	増穂南小	増穂南小PTA総会
30日	14:10	増穂小	増穂小PTA学年部会
5月7日	7:30	役場前交差点	児童見守り活動(警察署主催)
7日	19:00	増穂南小	町PTA連合会役員総会
"	19:30	増穂小学校校庭	ソフトボールナイターリーグ開幕式
12日	9:00	教文館	校長会
14日～		各学校	管理主事学校訪問
15日	9:30	増穂小体育館	わくわく科学教室(開講式)
"	13:30	役場東別館	伝統文化子ども教室(開講式)
17日		教育文化会館	管理主事地教委訪問
19日	13:30	身延総合会館	峡南地教委連理事会(中止・書面審議)
20日			ユネスコ協会総会(書面審議)
22日	9:30	いきいきスポーツ公園	スポレク祭カヌーツーリング駅伝大会・ウォークラリー
25日	8:30	いきいきスポーツ公園	小学生陸上記録会
"	10:00	教文館	定例教育委員会

議案第 12 号

富士川町歴史文化施設企画設計業務候補者選定プロポーザル審査委員会 設置要綱

(設置)

第1条 富士川町歴史文化施設企画設計業務の候補者(以下「企画設計業務候補者」という。)について、プロポーザル方式により厳正かつ公平な選定を行うため、富士川町歴史文化施設企画設計業務候補者選定プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この告示において「プロポーザル方式」とは、企画設計業務候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募し、当該業務に係る実施体制、実施方針、企画提案等に関する提案書の提出を受け、原則として、提出された書類をもとに必要に応じてヒアリングを実施した上で、当該提案書の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した候補者を特定する方式をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、企画設計業務候補者について、プロポーザル方式による選定をするものとする。

(組織)

第4条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の会議は、非公開とする。

(報告)

第7条 委員長は、第3条に規定する所掌事務について、その選定結果を教育委員会に報告するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習課が行う。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、第7条の規定による報告の日限り、その効力を失う。

議案第 13 号

富士川町立図書館条例の制定について

富士川町立図書館条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 3 年 6 月 日提出

富士川町長 志 村 学

提案理由

図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、富士川町立図書館の設置に関し、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

富士川町立図書館条例

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、町立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 富士川町立図書館

位置 富士川町鯉沢1760番地1

(管理)

第3条 図書館の管理は富士川町教育委員会が行う。

(職員)

第4条 図書館に館長、司書、その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第5条 図書館法第14条の規定に基づき、図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は10人以内とする。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 14 号

富士川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

富士川町社会体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 3 年 6 月 日提出

富士川町長 志 村 学

提案理由

富士川町トレーニング室の使用時間を拡大することにより、町民の利便性向上を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

富士川町社会体育施設条例の一部を改正する条例

富士川町社会体育施設条例(平成22年富士川町条例第105号)の一部を次のように改正する。

別表の(1)社会体育施設を使用する場合の表トレーニング室の項中「午前9時～午後9時」を「午前0時～午後12時」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の別表に規定するトレーニング室の使用の許可に係る手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

富士川町社会体育施設条例 新旧対照表

新					旧				
別表(第8条の2、第9条関係)					別表(第8条の2、第9条関係)				
(1) 社会体育施設を使用する場合					(1) 社会体育施設を使用する場合				
区分	施設名	使用時間	使用料	摘要	区分	施設名	使用時間	使用料	摘要
略					略				
トレーニング室	富士川町 トレーニング室	午前0時～ 午後12時	440円/人		トレーニング室	富士川町 トレーニング室	午前9時～ 午後9時	440円/人	
略					略				

議案第 15 号

令和 3 年度 一般会計補正予算要求（第 4 号 6 月定例議会提出）

生涯学習課

（歳入）

【社会教育担当】

15 款) 国庫支出金 2 項) 国庫補助金 4 目) 教育費国庫補助金
3 節) 社会教育費補助金
文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業補助金 7,505 千円

【社会体育担当】

21 款) 諸収入 3 項) 雑入 3 目) 雑入
1 節) 雑入
富士川町トレーニング室ネーミングライツ料 20 千円

（歳出）

【社会教育担当】

10 款) 教育費 4 項) 社会教育費 1 目) 社会教育総務費
14 節) 工事請負費
ますほ文化ホール空調設備更新工事 15,012 千円

富士川町歴史文化施設（仮称）企画設計業務委託

プロポーザル実施要領（案）

令和３年 月

富士川町

1. 目的

富士川町では、地域活性化施設（現、塩の華）を、富士川舟運の歴史を後世に伝えていくための資料館（仮称）と望月百合子氏等の富士川町にゆかりのある人物を紹介する人物館（仮称）に整備し、隣接する富士川町スポーツミュージアムと合わせ、富士川町の歴史文化の拠点となる歴史文化施設（仮称）とする。

当施設は、地域が歩んできた歴史や当町出身者の生き方や価値観を学び楽しむことで、郷土への懐かしさや愛着を深められる展示施設とする。また、町内はもとより県内外の小中学生の総合学習や、富士川舟運の歴史研究者にも参考となる展示を行い、今まで語り継がれてきた歴史や文化を形にし、未来へ受け継ぐ場とする。

そのため、公募型プロポーザル方式により企画提案書を募集し、魅力ある展示を具体化できる高度な技術力と発想力を有し、本町の考え方に柔軟に対応できる設計者を選定するものである。

2. 業務の概要

- (1) 業務名：富士川町歴史文化施設（仮称）企画設計業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容：富士川町歴史文化施設（仮称）の整備にかかる展示方法の企画提案及び展示設計の作成
- (3) 履行期限：契約締結の日の翌日から6ヶ月程度（想定）

3. 予算限度額等

展示設計 5,600千円（税込）

（参考）企画提案は、展示工事費33,000千円（税込）を限度とすること。

4. 施設の概要

- (1) 施設の名称：富士川町歴史文化施設（仮称）（現：地域交流施設塩の華）
- (2) 所在地：富士川町鰐沢4852-1
- (3) 延床面積：約400㎡

5. 参加資格

プロポーザル参加者は、以下の条件を満たした者とする。

- (1) 令和3年4月1日時点において、富士川町が作成する「令和3・4年度富士川町入札参加資格者名簿」に登録されている者
- (2) 過去5年間（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで）に開館（リニューアルを含む）した展示施設等に関する展示設計業務実績を有する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (4) プロポーザル公告日から委託契約の締結日までに、国又は地方公共団体から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと
- (5) 参加表明書提出期限の日以前6か月以内に不渡りを出していないこと
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続きの申立をしていないこと

- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体や暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと
- (8) 国税、都道府県税、地方消費税、市区町村税を滞納していない者
- (9) 建物の構造変更が必要となる場合は、一級建築士が所属若しくは一級建築士と提携が可能な事業所であること

6. 実施スケジュール

当該プロポーザルについては、次のスケジュールにより実施する。

- プロポーザル公告・・・・・・・・・・令和3年6月21日（月）
- プロポーザル実施要領等の配布・・・・・・・・・・令和3年6月21日（月）
- 現地視察の受入・・・・・・・・・・令和3年6月24日（木）、25日（金）
- 質問書の受付期限・・・・・・・・・・令和3年6月30日（水）
- 質問の回答期限・・・・・・・・・・令和3年7月2日（金）
- プロポーザル参加表明書の提出期限・・・・・・・・・・令和3年7月6日（火）
- 企画提案書類の提出期限・・・・・・・・・・令和3年7月14日（水）
- プレゼンテーション、ヒアリング審査・・・・・・・・・・令和3年7月19日（月）
- 審査結果通知・・・・・・・・・・令和3年7月21日（水）

7. プロポーザル実施要領等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

公告の日から令和3年7月6日（火）まで

(2) 配布場所

町ホームページ上「富士川町歴史文化施設（仮称）整備」から入手すること。

8. 現地視察の実施

(1) 実施日

令和3年6月24日（木）及び25日（金）の午前9時から午後4時の間

(2) 実施方法

現地視察希望者は希望日時を事務局に連絡し、事務局の承諾を得たうえで、視察を行うこと。

9. 質問の受付及び回答

プロポーザル実施に係る質問及び回答は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡素にまとめ、質問書（様式6）により提出すること。

(1) 提出方法

令和3年6月30日（水）午後3時まで、指定の様式で電子メールにて提出すること。電子メール送信後に必ず電話で確認を行うこと。確認時間は平日の午前9時から午後5時までとし、電子メールの宛先は、「13. 事務局」に記載するメールアドレスとする。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年7月2日（金）までに、町ホームページ上「富士川町歴史文化

施設（仮称）整備」に掲載する。

10. 提出書類

(1) 参加表明書に関する資料

本プロポーザルへ参加を表明する者は、次の書類に必要事項を記載し、押印の上、クリップで止めて富士川町教育委員会へ提出すること。提出期限は、令和3年7月6日（火）午後5時まで（必着）とする。

- ア 参加表明書（様式1） 1部
- イ 会社概要書（様式2） 1部
- ウ 同種業務実績（様式3） 1部
- エ 配置予定技術者の経歴等（様式4） 1部
- オ 業務実施体制等（様式任意） 1部

(2) 企画提案に関する資料

参加表明をした者は、次に掲げる内容を記載した企画提案書に押印の上、富士川町教育委員会へ提出すること。提出する部数は、正本1部（押印のもの）、副本9部（正本がカラー印刷の場合、副本もカラー印刷とし、参加者が特定される記述やロゴマークは削除すること）とする。提出期限は、令和3年7月14日（水）午後5時まで（必着）とする。

- ア 企画提案書等提出書（様式5） 正本1部
※正本にのみ添付すること
- イ 企画提案書（様式任意） 正本1部 副本9部
 - ①展示の基本的な考え方（A3：1枚）
具体的な設計図、模型、イメージパースは使用しないこと
 - ②富士川町歴史文化施設（仮称）平面図（A3：1枚）
 - ③各ゾーンのイメージパース及び説明（A3：枚数任意）
 - ④学習支援となるような展示方法及び利用促進のための方策（A3：1枚）
 - ⑤設計委託業務概算見積書（A4：1枚）
 - ⑥工事費概算見積書（A4：1枚）
 - ⑦特別なメンテナンスが必要なものの内容及びその費用（A3：1枚）
 - ⑧その他の提案（取組体制、展示スペースの汎用性など）（A3：1枚）

11. 審査方法

(1) 審査委員会

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる受託候補者を選定するため、「富士川町歴史文化施設企画設計業務候補者選定プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

- ア 提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施し、審査委員会において審査の上、受託候補者を選定する。

- イ プレゼンテーションの実施日時（令和 3 年 7 月 19 日（月）を予定）及び場所については、参加表明者に後日通知する。
- ウ 所要時間は、1 社につき 40 分を予定している。（準備 10 分、プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 10 分）ただし、プレゼンテーション参加者数により、時間等調整することがある。各社の時間割については、別途連絡する。
- エ プレゼンテーションにあたっては、企画提案書に基づき行うものとし、追加提案や資料配布は認めない。パソコン機器等を利用する場合は、説明者において用意することとし、スクリーンについては会場のものを使用してもよい。
- オ 出席者は、本業務の配置予定者から 3 名以内とする。
- カ プレゼンテーション、ヒアリング審査は、非公開とする。

(3) 審査

提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより、各審査委員の主観による評価の合計を平均した得点と内容をふまえ、受託候補者と次点者を選定する。

審査項目、配点、着目点については、下表のとおりとする。

審査項目	配点	着目点
展示配置計画、建物内平面計画の提案	20	・ 展示配置計画、建物内平面計画についての評価
学習支援となるような展示方法等の提案	20	・ 学習支援、利用促進を考えた展示方法の評価
特別なメンテナンスが必要な機器等の選定	15	・ 導入する機器類等の的確性などの評価
取組体制の特徴	15	・ 設計協力、企画提案体制の評価
その他提案	15	・ 汎用性などについての評価
見積価格	15	・ 価格の評価 ・ 積算根拠の妥当性評価など
合 計	100	

なお、得点が 1 位であっても特記仕様書に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、受託候補者に選定しないことがある。また、参加者が 1 社の場合でも審査を実施し、その提案内容が本業務の履行条件を満たすと認められる場合は、その参加者を受託候補者として選定する。

1 2. 審査結果の通知

審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。（令和 3 年 7 月 21 日（水）発送予定）

選定されなかった参加者は、その理由について書面により説明を求めることができる。この場合においては、選定結果通知日から起算し、7 日以内（休日は含まない）に、説明を求める旨を記

載した書面を富士川町教育委員会へ持参し提出しなければならない。なお、回答については、当該書面を提出した参加者に対し、書面で行うものとする。

なお、本業務委託の実施にあたり、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではないことに留意すること。選定後、受託候補者と委託者は、企画提案の内容をもとに、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整を行なった上で、見積書を聴取し、契約手続きを行う。

1.3. 留意事項

- (1) 次に該当する場合については失格とする。また、受託候補者が契約までの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、受託候補者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
 - ア 審査結果通知日までに、前記5の参加資格を満たさなくなった場合
 - イ 見積書の金額が予算限度額を超える場合
 - ウ 提出期限までに提出資料が提出されない場合
 - エ 2案以上の企画提案をした場合
 - オ 提出資料に虚偽の記載があった場合
 - カ 著しく信義に反する行為があった場合
 - キ 契約を履行することが困難と認められる場合
 - ク 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
 - ケ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (2) 提出書類の著作権は参加者に帰属するものとし、提出者に無断で使用しないものとする。ただし、町は本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製、記録及び保存を行い、使用できるものとする。
- (3) 受託候補者に選定された者については、企画提案書を公開することがある。
- (4) 参加者は、参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式 8）を提出すること。
- (5) 提出後の企画提案書等の修正又は変更はできないものとする。
- (6) 提出された書類等は返却しない。
- (7) 本業務の内容は、本町が定める契約書のほか特記仕様書に基づくが、企画提案書及びヒアリングなどの提案内容により、本町が必要と判断する場合は特記仕様書に反映するものとする。
- (8) 応募に際し要した費用は参加者負担とする。
- (9) 本要領に規定されていない事項が発生した場合の取扱いについては、審査委員会と事務局が協議し決定する。
- (10) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合、受注者に対して町は一切の責任を負わないものとする。

1.4. 事務局（問い合わせ・各種書類提出先）

富士川町教育委員会 生涯学習課社会教育担当
〒400-0601

山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢 1639-1

TEL : 0556-22-5361 Fax : 0556-22-5392

e-mail : kyouiku@town.fujikawa.lg.jp

取扱時間 : 月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時 (祝祭日を除く)

1.5. 関係書類

◆参考資料

別紙 1 既存舟運関係資料一覧表

別紙 2 人物館紹介人物候補者一覧表

別紙 3 歴史文化施設ゾーン別展示内容 (案)

◆関係様式

様式 1 . . . 参加表明書

様式 2 . . . 会社概要書

様式 3 . . . 同種業務実績

様式 4 . . . 配置予定技術者の経歴等

様式 5 . . . 企画提案書等提出書

様式 6 . . . 質問書

様式 7 . . . 回答書

様式 8 . . . 辞退書

富士川町歴史文化施設（仮称）企画設計業務委託

特記仕様書（案）

1. 業務概要

(1) 業務名 富士川町歴史文化施設（仮称）企画設計業務委託

(2) 履行期限 契約締結の日の翌日から6ヶ月程度を想定

(3) 計画施設概要

①施設の名称：富士川町歴史文化施設（仮称）（現：地域交流施設塩の華）

②所在地：富士川町鰍沢4852-1

③建築年：平成14年（築18年経過）

④構造：RC造り 地上2階

⑤計画箇所：1階（現：扇屋、瀬音、事務室）及び2階（現：加工室を含む全て）

⑥計画延床面積：約400㎡

(4) 展示工事の条件

①予定概算工事費 33,000千円以内（消費税込）

※改修工事に係る全ての費用（備品購入、資料の運搬等を含む）

②工期（予定工期） 6ヶ月程度とする。

(5) 設計業務の内容

原則としてプロポーザルで提示した企画提案書を基にした設計業務とする。

(6) 成果品の提出

成果品と提出期限は次のとおりとする。

富士川町歴史文化施設（仮称）企画設計：業務開始から約6ヶ月後を想定する。

2. 業務仕様

(1) 全般

① 富士川舟運の歴史や富士川町の交通網の発展、富士川町にゆかりのある人物を、子どもから大人までが理解できる分かりやすい展示の工夫をすること。

② 町内はもとより県内外の小中学生の総合学習や、富士川舟運等の歴史研究者及び教育関係者の観覧も考慮し、学びの参考となるような展示の工夫をすること。

③ 新たな資料や展示物の追加・更新・入替が容易な展示システムを考慮すること。

④ 富士川町が所有する舟運関係資料や寄託等を受けた資料の活用を考慮すること。

（舟運関係資料については、「既存舟運関係資料一覧表」（別紙1）を参考にする。）

⑤ 来館者が楽しめる要素を取り入れること。

⑥ 屋外看板も含め分かりやすい案内表示、導線を考慮すること。

⑦ メンテナンスが容易でない機器類は提案しないこと。

⑧ ランニングコストが軽微であること。

⑨ セキュリティ対策が万全であること。

⑩ バリアフリー、ユニバーサルデザイン、環境等に配慮すること。

⑪ 消防法に基づく避難路の確保など、防災対策に配慮すること。

(2) ゾーン別展示

今回の計画箇所のゾーン別展示内容は「歴史文化施設ゾーン別展示内容（案）」（別紙3）を参考にする。計画箇所のゾーン分けや展示内容については、必ずしも上記資料を採用し

た展示内容にする必要はなく、提案する展示構成に応じ柔軟に工夫をすること。

①資料館（仮称）

業務履行期間中に開催される歴史文化施設資料館検討委員会と意見交換を行い、できる限り意見を反映した展示内容とすること。

舟運が衰退し、鉄道、道路、リニア中央新幹線へと移り変わる町の交通網の歴史を展示できるスペースを確保すること。

②人物館（仮称）

業務履行期間中に開催される歴史文化施設人物館検討委員会と意見交換を行い、できる限り意見を反映した展示内容とすること。

現在、富士川町教育文化会館内にある百合子記念館の展示品（書籍を除く）は展示すること。（一部のみでも可）

人物館を予定している施設は、梁と柱を町内酒造店から提供を受け建設されているため、梁と柱が全く見えなくなるような企画提案はしないこと。また、建物の構造変更を伴う企画提案を行う場合は、梁と柱を当該施設内で再利用する提案とすること。

③地域交流スペース

当施設の当初の目的である地域住民が交流できるスペース（集会等の開催）をいずれかに確保すること。

当スペースは、小中学生の総合学習の際の学習スペースや特別企画展の展示スペース等、汎用性の高いスペースとすること。

④事務室

当施設の管理や資料の説明を行う職員を配置する予定であるため、執務室を確保すること。

(3) 利用促進の方策

来館者の確保について、具体的な方策を提案すること。

3. 成果品提出部数等

成果品は各2部（製本）提出することとする。

①設計図書（A4、A3 適宜）

電気設備、機械設備等の改修工事に必要な設計図書を全て含む

②概算工事費算定書（A4）

単価に関する資料含む

③図面・表等のデータ（CD-R ※1部）

④その他

全体工程表、関係法令チェック表、各記録（打合せ簿等） 等

4. 支払条件

(1) 前払金

業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを請求することができる。

(2) 完成払

完了検査及び成果品引渡しを完了した後に、支払う。

5. 業務上の留意点

- (1) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。
- (2) 業務の履行にあたって、関係法令を遵守しなければならない。
- (3) 業務の実施にあたり、適切かつ円滑に業務を実施するために、発注者と受託者は常に緊密な連絡を取り業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。受託者はその都度、その内容を打合せ議事録に記録し、相互に確認するものとする。
- (4) 本特記仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受託者がその都度協議のうえ決定するものとする。
- (5) 設計段階での協議において、関係者による設計変更を求められた場合は、プロポーザル案に準ずる別案の提示を求める場合があるが、適宜対応すること。
- (6) 電気事業者、ガス供給者、上下水道及び環境対策等に関する協議が必要な場合は、関係機関と協議を行い、協議記録書を作成し報告すること。
- (7) 歴史文化施設資料館検討委員会及び人物館検討委員会に向けて、設計内容に関する説明が必要となる際は、資料の作成を行うこと。
- (8) 公共事業における公平性の観点から、特定のメーカーを意識させるような図面表現を行わないこと。

報告事項

第二次富士川町教育大綱及び、富士川町教育振興計画の策定について

第二次教育大綱及び、教育振興計画の概要

○計画期間

- ・ 第二次教育大綱及び、教育振興計画
令和4年度～令和8年度（5年間）
※令和8年度に第三次教育大綱及び、教育振興計画を策定
- ・ 第三次教育大綱及び、教育振興計画
令和9年度～令和12年度（4年間）
※令和12年度に第四次教育大綱及び、教育振興計画を策定

(参考)

	(町長任期)				(町長任期)				
年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
教育大綱	→				→	→	→	→	→
振興計画	→				→	→	→	→	→

○策定スケジュール

- ・ 教育大綱
 - ①庁内会議 5月：基本方針案の検討
 - ②政策会議 5月：方針決定
 - ③総合教育会議 6月：協議・調整の上、基本方針確定
- ・ 教育振興計画
 - ①素案の検討、作成 5月：教委以上
 - ②第1回策定委員会 6月：委嘱、素案の協議
 - ③第2回策定委員会 8月：計画案の協議
 - ④第3回策定委員会 9月： //
 - ⑤第4回策定委員会 10月： //
 - ⑥行政連絡調整会議 11月（予定）
 - ⑦パブリックコメント 12月（予定）
 - ⑧定例教育委員会 12月（予定）
 - ⑨総合教育会議 1月：協議・調整の上、計画案確定
 - ⑩議会全員協議会 2月（予定）

○策定委員 16名（別紙、富士川町教育振興計画策定委員（案）のとおり）

○参考資料

「山梨県教育大綱」「山梨県教育振興計画の概要」

富士川町教育振興計画策定委員（案）について

前回策定委員

区分	所属
PTA関係	1 町連P代表
	2 母と女教師の会
学校関係	3 校長会代表
	4 教頭会代表
社会教育関係	5 社会教育委員の会
	6 公民館運営審議委員
	7 文化財保護審議会
	8 青少年関係団体
	9 文化協会
	10 女性団体連絡協議会
	11 体育指導委員協議会
学識経験者	12 体育協会
	13 老人クラブ連合会
	14 町議会教育厚生常任委員
	15 主任児童委員
	16 保育所保護者連合会
	17 幼稚園
	18 高等学校

⇒

今回策定委員（案）

	役職	氏名	住所
1 町PTA連合会	会長（南小）	小林 洋平	小室807
2 母と女教師の会	代表（増小）	深澤 敬子	最勝寺320
3 校長会	会長（南小）	深澤 順美	小室2618
4 教頭会	会長（鯉小）	芦沢 文明	鯉沢1172
5 社会教育委員	委員長	齋藤 光江	鹿島656
6 公民館運営審議会委員	委員長	長澤 妙子	天神中條432
7 文化財保護審議会	会長	神田 正治	春米695
8 青少年育成富士川町民会議	会長	高橋 真幸	鯉沢7308
9 文化協会	会長	宮澤 千秋	青柳町21-2
10 スポーツ協会	会長	上田 修	鯉沢129-2
11 スポーツ推進委員	会長	秋山 政博	長澤469
12 シニアクラブ	会長		(6/1役員改選)
13 主任児童委員	民生委員会副会長		(6/1役員改選)
14 保育所保護者連合会	会長（中央保）	石川 一也	最勝寺1284-8
15 峡南幼稚園	園長	徳田 諭	青柳町160
16 たんぽぽ子どもの家	園長	海野 輝男	大久保241-1

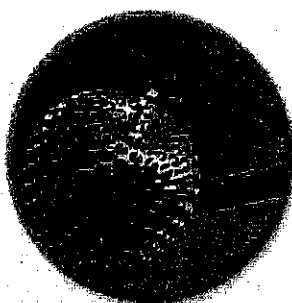
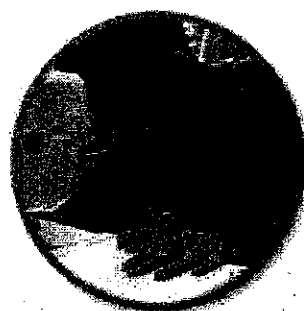
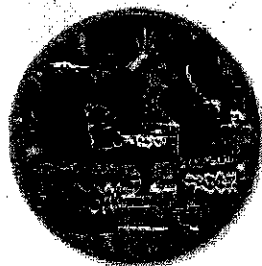
⇒

事務局	19 富士川町教育委員会
	20 //
	21 //
	22 //
	23 //
	24 //

17 富士川町教育委員会	教育長	野中 正人	
18 //	教育次長	秋山 佳史	
19 //	課長	中込 浩司	
20 //	課長	依田 正紀	
21 //	課長補佐	齋藤 栄治	
22 //	課長補佐	大久保 公生	
23 //	課長補佐	望月 奈緒美	
24 //	課長補佐	依田 文哉	
25 //	リーダー	望月 大輔	
26 //	リーダー	志村 豪	

山梨県教育大綱

(山梨県教育振興基本計画)



令和元年(2019年)6月

山 梨 県
山梨県教育委員会

山梨県教育大綱（前文）

私は、この山梨を、昨日より今日が良くなったという「実感」、今日より明日が良くなるという「確信」が持てる、そうした希望と元気と活気のある県にして参ります。

そのためには、子供たちが希望に満ちた未来を歩み、将来、地域のたくましい担い手となって活躍できる山梨県を創っていくことが重要であり、次代を担い本県を支える原動力となる子供たちへの大胆な投資が必要です。

子供の教育環境を充実させ、個性を生かしながらそれぞれのフィールドで活躍できる人材に育てることこそ、山梨発展の100年の大計となると信じています。

本県で育つ子供たちは誰でも、どのような家庭環境にあっても、その子の個性を生かして社会で活躍できるよう、一人ひとりに向き合った、きめ細かで質の高い教育を受けられる環境の実現を目指します。

そこで、本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針となる教育大綱において、私が特に重点的に進める教育施策の方針を、皆様にお示ししたいと思います。

（幼児教育の充実）

人生100年時代を迎え、長い人生を実りあるものとするために幼児期は成長の土台を作る貴重な時期であることから、私は、保育所・幼稚園・認定こども園において、本県の豊かな自然環境を生かした活動などを通じ、子供たちの知的好奇心や感性を育む幼児教育の充実を図ります。

（一人ひとりに向き合った教育のための環境改善）

私は、教員がきちんと子供と向き合うことなしに質の高い教育は生まれませんと思っています。教員の多忙化が社会問題となる中、教員の負担軽減に積極的に取り組むことで、教員が一人ひとりの子供と、じっくりと向き合う時間を確保します。

さらに、いじめや不登校などの課題に対して、きめ細かく速やかに対応するため、子供の心の悩みを受け止めるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家の配置と活用を進めます。

（公立小中学校における少人数教育）

教員ひとりが受け持つ児童生徒数を削減することができれば、児童生徒一人ひとりへのよりきめ細かな指導が可能となります。

きめ細かな指導は、学力の向上はもとより、サポートの必要な子供に対しても十分に配慮することが可能となります。そこで、公立小中学校における1クラス25人を基本とする少人数教育を計画的・段階的に導入することにより、家庭環境の如何を問わず全ての児童生徒がその可能性を最大限に発揮できるようにするための教育環境を整備します。

(山梨で活躍する人材の育成)

本県には、高度な技術を有する機械電子産業や古くから受け継がれてきた伝統産業が数多くあります。県内外の学生や生徒に対し、こうした企業や伝統産業の魅力を発信するとともに、インターンシップ等を通じて理解を深めていただくことにより、多くの若者が県内において未来を描き、夢を叶えられるよう支援します。

(スポーツに親しむ環境づくり)

スポーツは、個人の健康を増進するばかりでなく、人と人とを結ぶ架け橋となり、豊かで健全なコミュニティの創造にもつながります。私は「一人一スポーツ」を提唱し、県民のライフステージに応じたスポーツへの参画機会を増やすとともに、指導者の育成やスポーツ施設の充実を図ります。

(文化の振興)

幼少期より本物の芸術・文化に触れる機会を提供するなど生涯を通じた文化芸術活動の推進を図ります。また、本県の自然や歴史、風土に培われてきた彩り豊かな地域文化の継承と活用を通じ、心豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現に向けた環境づくりを進めます。

こうした私の思いは、「学び続け 共に生き 未来を拓く やまなしの人づくり」を基本理念とした山梨県教育振興基本計画に施策としてお示ししました。

施策の実施に当たっては、教育委員会としっかりタッグを組み、国や市町村、関係団体、地域の皆様との力強いパートナーシップにより一丸となって取り組んで参ります。

令和元年6月

山梨県知事 長崎 幸太郎

○大綱の位置づけ

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について総合教育会議の場で知事と教育委員が協議を行ったうえで知事が定めたものです。

また、大綱において定める本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針については、教育基本法第17条第2項に基づき策定する「山梨県教育振興基本計画」を位置づけることとします。

○大綱の計画期間

計画期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間とします。

本県の教育振興のための施策に関する基本的な計画である「新やまなしの教育振興プラン」(以下、現行プラン)が、2018(平成30)年度末に終期を迎えたため、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の第3期教育振興基本計画(平成30年6月閣議決定)を参照し、現行プランの改訂を行い、新たに「山梨県教育振興基本計画」を策定することとした。

◆第1章 計画策定の基本的な考え方

- 1 策定の趣旨
本県教育の一層の振興を図るために、社会の状況を的確に見据えながら、新しい時代にふさわしい教育行政の在り方や施策の基本的方向を明確にする。
- 2 計画の位置付け
教育基本法第17条第2項の規定に基づき本県教育振興の基本計画であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき教育大綱との整合を図り策定する。
- 3 計画の性格
本県教育を推進するための教育の基本理念、基本目標等を示すとともに、今後の取り組みや施策の方向等を明らかにする。
- 4 計画の期間
2019(令和元)年度～2023(令和5)年度

◆第2章 教育を取り巻く社会の状況

～教育に求められること～

- 1 人口減少と高齢化の進展
社会の変化に引き合い、自ら問いを立て他者と協働しながら問題解決する「生きる力」を育むことが求められる。
- 2 グローバル化の進展
国際的に共有された「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向け、教育が最も有効かつ効果的な手段と期待されている。
- 3 超スマート社会の到来
AI・IoT等の進展により、知識基盤社会がより一層進展する中、文系・理系を問わず教科等横断的な調和のとれた学習の推進が求められる。
- 4 家庭環境や地域社会の変化
学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が子供を育て、子供が地域の創り手に育つことを目指した人材育成が安全・安心に対する意識の高まり
- 5 安全・安心に対する意識の高まり
生涯にわたる自分の安全を確保するための基礎的な素養を身に付けることが求められており、主体的に行動する態度を育成する防災・防犯教育等の推進が必要
- 6 多様な学びの必要性の高まり
一人一人の状況に応じた支援や指導が必要
- 7 未来への希望
充実した人生を切り拓くことのできる「自立」に向けた生涯学習、及びよりよい社会づくりに向けて「協働」し、新たな価値を「創造」する教育の推進

基本理念

基本目標Ⅰ 「生きる力」を育む質の高い教育の実現
■基本方針
1. バランスのとれた知・徳・体・心を育成し、個性を伸ばす。
2. 心豊かな人間性を涵養し、地域や世界で活躍する人材を育成します。
3. 学校、家庭、地域における教育を推進します。
■施策項目
(1) 豊かな学力の育成
(2) 豊かな心の育成
(3) 健康な体の育成
(4) 幼児期における質の高い教育の推進
(1) グローバルに活躍する人材の育成
(2) キャリア教育の推進
(3) ICT活用による学習の推進
(4) 大学等の高等教育の展開
(5) スポーツ、文化芸術分野の人材育成
(1) 家庭、地域の教育力の向上
(2) 学校、家庭、地域との連携・協働の推進

基本目標Ⅱ 人生を豊かにし、社会を支える生涯学習の展開

■基本方針
1. 学びと活用が循環する生涯学習を推進します。
2. 生涯にわたって活躍できる学習者の体制づくりに努めます。
■施策項目
(1) 生きがいを持ち、社会参画するための学びの推進
(2) よりよい地域づくりに向けた学びの推進
(1) 社会人の学び直しの支援
(2) 障害者の生涯学習の推進

基本目標Ⅲ だれもが安心して学べる教育環境の整備

■基本方針
1. 質の高い教育のための環境整備を図ります。
2. 多様な学びの機会を充実させ、子供を育てます。
■施策項目
(1) 学校における働き方改革の推進
(2) 魅力ある学校を支える指導体制の充実
(3) ICT活用による学習の推進
(4) 安全・安心で質の高い教育環境の整備
(1) 全ての子供の教育機会を保障する支援
(2) 多様な学びを包み込む教育の推進

◆第6章 計画の進捗管理

- 本計画を迅速かつ確実に進めるため、掲げた施策の進捗状況の点検、状況に応じた見直しが必要
- 毎年度、定期的な点検・評価を行いPDCAサイクルによる進捗管理を実施
- 48の指標の推移に加え、関連情報も含めた多角的な評価を実施

山梨県
総合計画
やまなし教育
国(文部省)
第3期教育振興基本計画(2022年度)
第2期計画の「山梨県教育振興基本計画」の方向性を継承
学習指導要領(初・中・高)2017(改訂)
(高)2018(改訂)

◆第3章 山梨県教育のこれまでの取組

- 1 社会を生き抜く力
キャリア教育・職業教育の充実/国際教育の推進/伝統・文化に関する教育の推進等
- 2 豊かな学力と自立する力
基礎的・基本的な知識・技能の習得の推進/読書力・判断力・表現力等の育成/主体的に学ぶ態度の育成等
- 3 豊かな心と自己実現を図る力
道徳教育の推進/しなやかな心の育成/プロジェクトの実施/いじめ・不登校対策の充実等
- 4 やまなしスポーツの創出
健康な体の育成/ライフステージに応じたスポーツ活動の推進等
- 5 特別支援教育の充実
特別支援学校における支援体制の整備/就学前・小中学校、高等学校における特別支援教育の充実/交流及び共同学習の推進等
- 6 教育環境づくり
教職員等の指導体制の充実/学校運営システムの充実/学校施設の充実等
- 7 質の高い魅力ある学校づくり
優れた人材の確保と教職員の適正配置/免許更新制の円滑な実施/教員の資質能力・実践的指導力の向上等
- 8 家庭・地域・学校の連携
幼児教育の充実/家庭教育支援の充実/地域の教育力向上等
- 9 生涯学習環境づくり
多様な学習機会の提供及び生涯学習推進体制の充実/生涯学習環境の充実等
- 10 文化芸術の振興
文化芸術に親しむ機会の充実/文化芸術活動への支援/文化財の保存と継承等

第5章 施策の具体的方向

■基本目標Ⅰ 「生きる力」を育む質の高い教育の実現

■基本方針Ⅰ パランスのとれた認知・能力を育成します

(1) 豊かな学力の育成	① 豊かな学力を伸ばす教育の充実 ② 能力と学力ある環境づくりの推進 ③ 就学前から高等教育までの各段階の連携の推進 ④ 命を守る教育の推進 ⑤ 主権者教育の推進 ⑥ 消費者教育の推進 ⑦ 環境教育の推進
(2) 豊かな心の育成	① しなやかな心の育成プロジェクトの推進 ② 道徳教育の推進 ③ 生徒指導の充実 ④ いじめ・不登校等への対応の徹底 ⑤ 教育相談の充実 ⑥ 体験活動や読書活動の充実 ⑦ 福祉教育の推進 ⑧ 人権教育の充実 ⑨ 青少年の健全育成
(3) 豊かな体の育成	① 健康教育の充実 ② 子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援 ③ 子供のスポーツの機会の充実 ④ オリンピック・パラリンピック教育の推進
(4) 幼少期における質の高い教育の推進	① 幼児教育の充実 ② 幼児教育と小学校教育との連携

■基本方針Ⅱ いるさと誇りをもち、地域や世界で活躍する人材を育成します

(1) グローバルに活躍する人材の育成	① 伝統や文化等に関する教育の推進 ② 英語をはじめとした外国語教育の推進 ③ 国際バカロレア教育等の推進や日本人生徒・学生の海外留学支援
(2) キャリア教育の推進	① キャリア教育・職業教育の推進 ② 学校から社会への接続支援
(3) インノベーションを牽引する人材の育成	① 優れた才能・個性を伸ばす教育の推進 ② やまなしのものをづくりを担う多様な人材の育成 ③ 起業家教育の充実 ④ IT・データ活用能力の育成 ⑤ 社会人の学び直しの支援
(4) 大学等の高等教育の振興	① 高大接続改革の着実な推進 ② 高等教育機関の連携等 ③ 山梨県立大学の振興
(5) スポーツ・文化芸術分野の人材の育成	① 次世代アスリートを育成する体制の強化 ② 芸術家等の育成、文化芸術振興の推進

■基本方針Ⅲ 学校・家庭・地域による教育を推進します

(1) 家庭・地域の教育力の向上	① 家庭の教育力の向上 ② 地域の教育力の向上
(2) 学校・家庭・地域との連携・協働の推進	① 学校を核とした人づくり・地域づくりの推進 ② 子供の読書活動支援 ③ 安全・安心な居場所の確保

■基本目標Ⅱ 人生を豊かにし、社会を支える生涯学習の展開

■基本方針Ⅰ 学びと活用が循環する生涯学習を推進します

(1) 生きがいを持ち、社会参画するための学びの推進	① 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進 ② 生涯学習環境の充実 ③ 若年期から高齢期までライフステージに順じたスポーツ活動の推進 ④ 生涯を通じた文化芸術活動の推進 ⑤ 生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備
(2) よりよい地域づくりに向けた学びの推進	① 新しい地域づくりに向けた社会教育の展開 ② 社会における人づくり、地域づくりを担う人材の育成 ③ 持続可能な社会教育施設の運営

■基本方針Ⅱ 生涯にわたって活躍できる学びの体制づくりを進めます

(1) 社会人の学び直しの支援	① 学び意欲の喚起 ② 社会人の学び直しの支援（再掲）
(2) 障害者の生涯学習の推進	① 障害者スポーツ・障害者の文化芸術活動の展開等 ② 地域と学校の連携・協働の推進 ③ 自立と社会参加に向けた教育の充実

■基本目標Ⅲ だれもが安心して学べる教育環境の整備

■基本方針Ⅰ 質の高い教育の持続的な整備を進めます

(1) 学校における働き方改革の推進	① 学校における業務の効率化 ② 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用
(2) 能力ある学校を支える指導体制の充実	① 教員の抱負体制・指導環境の整備 ② これからの学校教育を担う教員の確保・能力の向上
(3) ICT活用のための基礎整備	① 情報活用能力の育成 ② 各教科等の指導におけるICT活用の促進 ③ 拉致のICT化による教員の業務負担軽減及び教育の質の向上 ④ 学校のICT環境整備の充実
(4) 安全・安心で質の高い教育環境の整備	① 安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 ② 学校における教材等の教育環境の充実 ③ 私立学校の教育研究費の増大 ④ 学校安全の推進 ⑤ 持続可能な社会教育施設の運営（再掲）

■基本方針Ⅱ 多様な学びの機会の充実と提供を図ります

(1) 全ての子供の教育機会を保障する支援	① 教育の機会均等に向けた教育費負担の軽減 ② 学校教育における学力保障・進路支援、福祉関係機関等との連携強化 ③ 安全・安心な居場所の確保（再掲） ④ 地域の教育資源の活用
(2) 多様性を包み込む教育の推進	① 特別支援教育の推進 ② 不登校児童生徒等の教育の機会確保 ③ 外国児童生徒、外国人児童生徒等への教育の推進

新中学校の開校に向けた取り組みについて

1 山梨県教育委員会との協議

増穂商業高等学校の土地建物の譲渡について、まず、山梨県と富士川町で協定を締結する必要があるため、協定項目の洗い出し及びその内容を学校施設課と協議中

2 新中学校開校検討委員会

5月31日(月)に第2回検討委員会を開催予定

総務部会の学校名及び校歌(フレーズ)の募集の提案について検討

承認された案件について、教育委員会(定例会・臨時会)に上程する予定

3 新中学校開校検討委員会調査検討部会

(1) 総務部会

5月31日の検討委員会に学校名・校歌の募集について提案予定

校章については、校名が決定した後、児童生徒からデザインを募集予定

(学校名の応募を確認しながら、デザイン補正、募集範囲、募集対象を検討)

(2) 学校運営部会

検討委員会後に部会を開催予定

(3) 地域部会

検討委員会後に部会を開催予定

(4) 施設部会

4月26日 増穂商業高校の内覧を実施

5月13日 部会開催

現在、改修内容について検討中

4 保護者説明会

町内小中学校の保護者を対象に説明会を開催し、これまでの経過及び町の方針について説明予定

教育委員の皆様にご出席をお願いしたい

(1) 増穂中学校の保護者及び教師対象(増穂中学校体育館)

候補日 6月23日・24日・7月6日・8日・9日

6月23日(水)に実施予定

(2) 鯉沢中学校・鯉沢小学校・増穂南小学校の保護者及び教師対象(鯉中体育館)

候補日 6月24日・25日・7月6日・9日

6月25日(金)に実施予定

(3) 増穂小学校の保護者及び教師対象(増小体育館)

候補日 6月23日・30日・7月2日・5日

7月2日(金)に実施予定

月 日	時 間	場 所	内 容
5月27日	15:30	ふじかわ分校	ふじかわ分校学習推進会議
27日	16:00	社会福祉協議会	社会福祉協議会理事会
〃	19:30	増穂南小学校	増穂南小学校運営協議会
31日	19:30	教育文化会館	新中学開校検討委員会
6月2日	9:30	教文館	校長会
4日	10:00	議場	議会開会
7日	9:00	議場	議会一般質問
8日	10:00	議場	議会質疑・委員会
9日		管内学校	小中学校引渡訓練
14日	10:00	議場	討論・採決・閉会
13日	8:30	鯉沢小中校庭	育成会親睦球技大会(中止)
19日	19:30	教文館	スポ協県功労者選考会
22日	13:30	教育文化会館	老壮大学開校式(鯉沢地区)
23日		町長室	教育委員任命式
25日	10:00	教文館	定例教育委員会

